

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門三丁目 8 番21号
アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
代表取締役社長 上 田 怜 史

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年 3 月27日（水曜日）午後 5 時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年 3 月28日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前 9 時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目 5 番20号
ホテルメルパルク東京 4階 孔雀の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第12期（2018年 1 月 1 日から2018年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項 第 1 号議案 取締役 4 名選任の件
第 2 号議案 監査役 1 名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://agilemedia.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://agilemedia.jp>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）におけるわが国の経済は、海外経済の先行き等に留意すべき状況が続いているものの、個人消費の持ち直しや設備投資の増加、企業収益及び雇用・所得環境の改善などにより、緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社を取り巻くインターネット業界においては、スマートフォンやタブレット等の普及により、さまざまなSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の情報が増加する中、インターネットで情報を比較検討した上で商品やサービスを購入し、クチコミ・投稿・拡散する形へと変化してまいりました。さらに、AIやテクノロジーの発展により、一般消費者にとって有用性が高い情報提供の可能性が広がり、SNSの活用はさらなる拡大を続けていくことが見込まれます。

このような事業環境の中、当社では、特定のソーシャルメディアのプラットフォームに依存するのではなく、「ブランドについて自発的に情報発信や推奨をするファン」を「アンバサダー」と定義し、企業や製品のマーケティング活動をファンと共に推進する「アンバサダープログラム」を主軸事業としております。当事業について、機能追加や業務提携等の積極的な事業展開に加え、東京証券取引所マザーズ市場への上場により認知度・信用度の向上を背景に業容拡大を実現して参りました。

また、当事業年度に新サービスとして、新商品やサービスにおける市場導入時の「販売」と「クチコミ話題化」を成果報酬型で支援するテストマーケティングプラットフォーム「CATAPULT（カタパルト）」の提供を開始致しました。

さらに、国内で蓄積したノウハウや技術開発を活かし、SNSの利用率が高くクチコミによるプロモーション需要が高まることが期待されるアジア市場において事業拡大を推し進めるため、台湾子会社として愛加樂股份有限公司を設立し2019年1月より営業開始致しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は910,357千円（前事業年度比23.9%増加）、営業利益は90,494千円（同36.3%増加）、経常利益は79,597千円（同17.8%増加）、当期純利益は79,959千円（同25.4%増加）となりました。

なお、当社はアンバサダー事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施致しました設備投資等の総額は、92,764千円であり、その主な内容は、自社開発ソフトであるアンバサダープラットフォームの機能追加など69,098千円の取得による支出であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に公募増資、第三者割当増資及びストック・オプション行使による払込を受けたことから、資本金及び資本準備金はそれぞれ136,926千円増加致しました。

(4) 対処すべき課題

当社の事業展開するインターネット市場は、技術進歩が非常に早く、また市場が拡大する中でサービスも多様化が求められます。当社は企業や製品のファンによるクチコミの可能性に早くから注目し、このようなクチコミによるマーケティング市場は、マーケティング手法やサービス形態が日々進化している段階であります。

このため、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。なお、文中の将来に関する事項は、本書作成日現在において当社が判断したものであります。

①アンバサダー事業の収益拡大

・顧客基盤の拡大について

当社の主力事業であるアンバサダー事業は大手企業を中心とした顧客基盤となっております。大手企業では自社で複数ブランドを保有することも多く、随時新たな製品も開発・発売をされるため、アンバサダー事業の拡大余地は大きいと考えており、積極的な営業活動が必要と考えております。

また、更なる成長を見据え、今後はより良い製品、サービスを展開している中小規模の企業を支援するため、提供サービスのラインナップを増やすことで顧客基盤の拡大・強化を推進してまいります。

・アンバサダー活動のモデル化及びそのノウハウについて

当社が支援する企業におけるアンバサダーとの活動は、直接会って交流するリアルイベントから、インターネットを通じて参加できる企画、商品開発、販促物制作など様々です。今後は業種・業態に合わせた活性化プログラムの開発を推進し、交流する際のノウハウを提供することで導入の障壁を下げる必要があると考えております。

・アンバサダープラットフォームの機能充実について

当社の基幹システムであるアンバサダープラットフォームはアンバサダーの発見、影響力/発言分析、連絡をワンストップで提供しております。アンバサダーの分析対象となるSNSのサービスの利用にはトレンドがあり、今後も新しいサービスを通じてアンバサダーが情報発信を行うことが想定されます。当社では今後も積極的にトレンドを捉え、アンバサダーの貢献価値証明のため、新しいサービスと本システムとの連携、継続的な開発が必要と考えております。また、企業や外部機関が保有する様々な「外部データ」と、アンバサダーの「クチコミデータ」を連携することで更なる価値証明が可能となるため、データ連携、機能開発への投資が必要と考えております。

②アンバサダープログラムのサービス拡充と高付加価値化

当社が行う事業報告セグメントはアンバサダー事業のみとなっており、ひとつの事業モデルに依存している状況にあるため、複数のビジネスモデルを持ち、より頑強な組織へと成長していくことが今後の発展において重要であると考えております。今後は、インターネットを活用したマーケティング施策が多様化する中で、幅広い顧客ニーズに対応すべく、当社のテクノロジーと企画・運営ノウハウを活用した販促・購買支援、市場調査、商品開発など新たな収益性を見込めるサービス展開を進めてまいります。

③効果検証活動

当社ではアンバサダーによる貢献効果をデジタル、リアルの両面で検証しております。今までの効果検証により、アンバサダープログラムの導入によって、アンバサダーの発言活性化効果や、周囲の友人や知人にオススメする貢献が確認されております。今後もアンバサダープログラムを通じたアンバサダーによる貢献効果の検証活動が重要と考えており、来店・誘導貢献、購買貢献など多面的に貢献を明らかにするべく一層の検証活動を強化してまいります。

④当社及びサービスブランドの知名度向上について

当社は、インターネットの普及や「アンバサダー」の重要性の高まりと共に、新聞・テレビ・雑誌等各種マスメディアで紹介される機会が増加したことから、徐々に知名度が向上しつつあると認識しております。しかしながら、更なる事業拡大及び他のSNSマーケティング施策との差別化を図るにあたり、当社のブランドを確立し、より一層知名度を向上させていくことが重要です。今後も、費用対効果に注意を払いながらプロモーション活動を強化してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2015年度 第9期	2016年度 第10期	2017年度 第11期	2018年度 (当期)第12期
売 上 高	498,617 千円	554,679 千円	734,596 千円	910,357 千円
経 常 利 益	32,865 千円	20,903 千円	67,593 千円	79,597 千円
当 期 純 利 益	45,623 千円	11,232 千円	63,791 千円	79,959 千円
1株当たり当期純利益	76.03 円	17.40 円	78.21 円	40.74 円
総 資 産	289,808 千円	317,012 千円	416,826 千円	768,260 千円
純 資 産	251,745 千円	282,978 千円	346,727 千円	702,220 千円

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、2017年12月5日付で普通株式1株につき20株の株式分割を、2018年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当該株式分割が第9期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
愛加樂股份有限公司	10百万 台湾ドル	100 %	マーケティング支援

- (注) 1. 特定子会社であります。
2. 2018年12月19日に設立致しましたが、営業開始日は2019年1月8日であります。

(7) 主要な事業内容

当社は「世界中の“好き”を加速する」をビジョンに掲げ、クライアント企業の商品や製品・サービスのファンを対象にクチコミ（利用体験の発信・購入の推奨）の活性化や購買の促進を支援する様々なサービスを提供しております。

インターネット、スマートフォンの普及により人々の生活や企業の活動は大きく変化し、製品やサービスが高機能化・成熟化する中で、今までの企業の宣伝活動の中心であったテレビCMや新聞・雑誌広告だけでは、自社の製品やサービスの価値を十分に伝えることが困難な状況となり、今後も情報が溢れ益々多様化が加速すると考えられます。

一方、インターネットの普及以前から製品やサービスの評判を伝える“クチコミ”は存在し、友人や知人から伝えられる体験、商品に関する満足や推奨は購買選択に影響を与える重要な情報でした。

個人がSNSを通じて“クチコミ”する機会が増加しており、成熟した市場におけるプロモーションや商品/サービス開発には影響力のある“クチコミ”が不可欠であり、その存在は益々重要になると考えております。

当社はこうした変化を捉え、好きな企業、製品やサービスについて“自発的にクチコミ/推奨するファン”を「アンバサダー」と定義し、アンバサダーの情報発信力、運営ノウハウを活用し、分析テクノロジー、プロモーション、販売促進活動から商品開発を支援する「アンバサダー事業」を展開しております。

企業の取り組みや製品/サービスの価値を正しく伝えることが難しい時代において、「アンバサダー」を通じて周囲の友人に魅力が伝わる仕組みを提供することで、クライアント企業へ有益な情報を提供しマーケティング活動の推進に貢献することを目指しております。

(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64 名	16 名	35.0 歳	3.1 年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数が前事業年度と比べ16名増加しております。主な理由は、業容拡大に伴い期中採用が増加したことによるものです。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式の総数 7,008,000株

(2) 発行済株式の総数 2,059,680株

(3) 株主数 1,750名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
徳力 基彦	237,000 株	11.51 %
上田 怜史	192,000	9.32
電通デジタル投資事業有限責任組合	66,000	3.20
株式会社インテージ	66,000	3.20
株式会社マイナビ	66,000	3.20
高柳 慶太郎	60,000	2.91
野村證券株式会社	49,200	2.39
JPモルガン証券株式会社	47,400	2.30
スタイル株式会社	40,000	1.94
DEUTSCHE BANK AG LONDON 610	39,600	1.92

(5) その他株式に関する重要な事項

2018年8月10日開催の取締役会決議により、2018年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、発行可能株式の総数が4,672,000株、発行済株式の総数が1,345,200株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
発行日	2013年 3 月21日	2016年 3 月29日
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使期間	2015年 3 月23日～ 2023年 3 月22日	2018年 3 月31日～ 2026年 3 月30日
役員の保有状況	240個	875個
うち取締役 (社外取締役を除く)	240個 (2名)	725個 (2名)
うち社外取締役	—	50個 (1名)
うち監査役	—	100個 (1名)
新株予約権の目的となる 株式数の種類及び数	普通株式 14,400株	普通株式 52,500株
新株予約権の行使時に払い込み をなすべき金額	新株予約権 1 個当たり 37,500円 (1 株当たり 625円)	新株予約権 1 個当たり 42,000円 (1 株当たり 700円)

(注) 1. 2017年10月16日開催の取締役会議により、2017年12月 5 日付で普通株式 1 株につき20株の株式分割が行われております。また、2018年 8 月10日開催の取締役会決議により、2018年 9 月 1 日付で普通株式 1 株につき 3 株の株式分割が行われております。上表の「新株予約権の目的となる株式数の種類及び数」及び「新株予約権の行使時に払い込みをなすべき金額」は、調整後の内容となっております。

2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。その他条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に対し交付された
新株予約権の状況

	第 8 回新株予約権
発行日	2018年 7 月18日
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	2020年 6 月16日～ 2028年 6 月15日
新株予約権の数	17個
交付された者の人数 当社使用人（当社の役員を 兼ねている者を除く）	3 名
新株予約権の目的となる 株式数の種類及び数	普通株式 5,100株
新株予約権の行使時に払い込 みをなすべき金額	新株予約権 1 個当たり 980,400円 (1 株当たり 3,268円)

(注) 1. 2018年 8 月10日開催の取締役会決議により、2018年 9 月 1 日付で普通株式 1 株につき 3 株の株式分割が行われております。上表の「新株予約権の目的となる株式数の種類及び数」及び「新株予約権の行使時に払い込みをなすべき金額」は、調整後の内容となっております。

2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。その他条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏 名	重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	上 田 怜 史	愛加樂股份有限公司 董事
取 締 役 C M O	徳 力 基 彦	
取 締 役 C F O	石 動 力	愛加樂股份有限公司 董事長
取 締 役	吉 田 茂	株式会社ワイズテーブルコーポレーション 取締役 吉田茂公認会計士・税理士事務所 代表 誠栄監査法人 代表社員
常 勤 監 査 役	本 庄 孝 充	
監 査 役	竹 田 茂	スタイル株式会社 代表取締役社長
監 査 役	田 中 純 一 郎	セブンライツ法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役吉田茂は、社外取締役であります。
2. 監査役本庄孝充及び田中純一郎は社外監査役であります。
3. 当社は取締役吉田茂、本庄孝充及び田中純一郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任年月	退任事由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
高柳 慶太郎	2018年12月	辞任	取締役副社長

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役の責任限定に関する規定を設けております。当該定款に基づき職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5名 41,757千円 (うち社外 1名 2,100千円)

監査役 3名 6,850千円 (うち社外 2名 5,800千円)

(注) 2018年12月21日をもって辞任により退任した取締役1名が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

取締役吉田茂は、株式会社ワイズテーブルコーポレーションの取締役、吉田茂公認会計士・税理士事務所の代表及び誠栄監査法人の代表社員であります。当社は同社、同事務所及び同法人とは特別な関係はありません。

監査役田中純一郎は、セブンライツ法律事務所の代表弁護士であります。当社は同事務所と特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

役員氏名	取締役会 (18回開催)		監査役会 (12回開催)	
	開催数	出席率	開催数	出席率
取締役 吉 田 茂	18回	100%	—	—
監査役 本 庄 孝 充	18回	100%	12回	100%
監査役 田 中 純一郎	18回	100%	12回	100%

(イ) 取締役及び監査役会での発言状況

取締役吉田茂は、公認会計士として、財務及び会計に関する専門的知見から、客観的かつ中立な立場から適宜意見の表明を行っております。監査役本庄孝充は、広告業界で培われた豊富な経験と幅広い見識により経営陣から独立した客観的かつ中立な立場から適宜意見の表明を行っております。監査役田中純一郎は、弁護士として法務に関する豊富な経験と幅広い見識により経営陣から独立した客観的かつ中立な立場から適宜意見の表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	12,000千円
当社が支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などを確認し、必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

コンフォートレター作成業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) コンプライアンス規程を制定し、法令、定款の内容と共に全社に周知・徹底する。
 - 2) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - 3) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図ると共に、通報者に対する不利な取り扱いを禁止する。
 - 4) 組織全体において、反社会的勢力と一切の関わりを持たず、不当な要求を排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令、機密管理規程、文書管理規程等によって保存部署及び保存期限を定め、適切に保存及び管理を行う。
 - 2) 取締役及び監査役は、これらの情報を、いつでも閲覧できるものとする。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) リスク管理規程を制定し、全社に周知・徹底すると共に、各部門との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直す。
 - 2) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - 2) 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

- ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。
- ⑥当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 子会社の一部の取締役は、当社の取締役が兼務することにより、グループ内での方針・情報の共有化と伝達を効率的に実施する。
 - 2) グループ全体のコーポレートガバナンスを実践するために、当社各部門はグループ全体の内部統制システム構築の指導・支援を実施すると共に、適法・適正で効率的な事業運営を管理・監査する。
 - 3) 当社内部監査担当者は、当社及び子会社の内部監査を実施し、業務の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議のうえこれを任命し、補助業務に当たらせる。
 - 2) 補助使用人は、監査役を補助するための業務に関し、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとし、監査役の指揮・命令にのみ服する。
 - 3) 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。
- ⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
 - 2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実その他会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告する。
 - 3) 取締役及び使用人は、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びそれらの内容を監査役に報告する体制を整備するものとする。

⑨監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行わないよう周知・徹底する。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。

2) 監査役は、代表取締役及び取締役会と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図る。

3) 監査役は、取締役等及び使用人の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧することができ、内容説明を求めることができる。

4) 監査役は、監査法人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

5) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

当社は、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。常勤監査役は、監査役監査の他、取締役会及び社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。また、内部監査担当者が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	536,402	流 動 負 債	66,040
現 金 及 び 預 金	279,534	買 掛 金	19,326
電 子 記 録 債 権	23,426	未 払 金	5,909
売 掛 金	188,050	未 払 費 用	8,980
前 払 費 用	26,576	未 払 法 人 税 等	12,538
繰 延 税 金 資 産	18,033	未 払 消 費 税 等	9,851
そ の 他	781	前 受 金	5,665
固 定 資 産	231,858	預 り 金	3,767
有 形 固 定 資 産	15,211	負 債 合 計	66,040
建 物	7,671	(純 資 産 の 部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	7,539	株 主 資 本	700,539
無 形 固 定 資 産	136,301	資 本 金	366,926
ソ フ ト ウ ェ ア	105,050	資 本 剰 余 金	356,926
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	31,250	資 本 準 備 金	356,926
投 資 そ の 他 の 資 産	80,346	利 益 剰 余 金	△23,312
関 係 会 社 株 式	38,653	そ の 他 利 益 剰 余 金	△23,312
敷 金 及 び 保 証 金	30,053	繰 越 利 益 剰 余 金	△23,312
繰 延 税 金 資 産	9,306	新 株 予 約 権	1,680
そ の 他	2,333	純 資 産 合 計	702,220
資 産 合 計	768,260	負 債 ・ 純 資 産 合 計	768,260

損 益 計 算 書

(2018年 1 月 1 日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	910,357
売 上 原 価	420,758
売 上 総 利 益	489,599
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	399,104
営 業 利 益	90,494
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2
助 成 金 収 入	540
そ の 他	1
営 業 外 費 用	
株 式 交 付 費	1,382
上 場 関 連 費 用	10,058
経 常 利 益	79,597
税 引 前 当 期 純 利 益	79,597
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12,938
法 人 税 等 調 整 額	△13,301
当 期 純 利 益	79,959

株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から)
(2018年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越 利益剰余金				
当期首残高	230,000	220,000	220,000	△103,272	△103,272	346,727	—	346,727
当期変動額								
新株の発行	136,926	136,926	136,926			273,852		273,852
当期純利益				79,959	79,959	79,959		79,959
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							1,680	1,680
当期変動額合計	136,926	136,926	136,926	79,959	79,959	353,811	1,680	355,491
当期末残高	366,926	356,926	356,926	△23,312	△23,312	700,539	1,680	702,220

独立監査人の監査報告書

2019年2月15日

アジャイルメディア・ネットワーク株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森 谷 和 正 ㊞
--------------------	-----------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 林 弘 幸 ㊞
--------------------	-----------------

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アジャイルメディア・ネットワーク株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月18日

アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
監査役会

常勤監査役	本	庄	孝	充	Ⓔ	
監査役	田	中	純	一	郎	Ⓔ
監査役	竹	田		茂		Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役 4 名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 4 名全員の任期が満了するため、改めて取締役として下記の者を選任することをお願いするものであります。

取締役候補者の氏名・略歴などは次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	
1	うえだ さとし 上田 怜史 (1977年 7 月 17 日) 所有する当社の 株式の数 192, 000株	2000年 4 月	株式会社エー・ビー・シー商会入社
		2005年 3 月	シーネットネットワークスジャパン株式 会社（現 朝日インタラクティブ株式会 社）入社
1		2006年 10 月	株式会社ディー・エヌ・エー入社
		2007年 10 月	当社入社
		2009年 3 月	当社取締役
		2014年 3 月	当社代表取締役社長（現任）
		2018年 12 月	愛加樂股份有限公司董事（現任）
		■ 取締役候補者とした理由 当社社長として経営を担っており、豊富な経験と企業経営に関する幅広い 知見は、取締役の職務執行の監督に十分な役割を果たしており、取締役会の 監督機能の強化のために適切な人材であることから、選任しております。	
2	とくりき もとひこ 徳力 基彦 (1972年 11 月 16 日) 所有する当社の 株式の数 237, 000株	1995年 4 月	日本電信電話株式会社入社
		2001年 7 月	PwCコンサルティング株式会社入社
2		2002年 7 月	アリエル・ネットワーク株式会社入社
		2007年 6 月	当社取締役
		2009年 2 月	当社代表取締役社長
		2014年 3 月	当社取締役CMO（現任）
		■ 取締役候補者とした理由 当社社長を歴任した後、現在は取締役CMOとして、豊富な経験及び実績を 有しています。その高い知見に基づく大局的な観点をもって十分に職責を果 たしており、取締役会の機能強化に適切な人材であることから、選任して おります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	
3	いしどう ちから 石動 力 (1978年2月11日) 所有する当社の 株式の数 0株	1996年4月	有限会社花の店山田商会入社
		2001年10月	株式会社グリアジャパン入社
		2006年8月	株式会社メディアフラッグ入社
		2010年3月	同社取締役管理部長
		2013年2月	株式会社ラウンドパワー取締役
		2013年11月	株式会社十勝取締役副社長
			株式会社たちばな取締役副社長
		2014年2月	株式会社十勝たちばな代表取締役
		2015年12月	当社入社
		2016年3月	当社取締役CFO（現任）
		2018年12月	愛加樂股份有限公司董事長（現任）
		■取締役候補者とした理由 長年にわたり他企業の要職を歴任し、現在は取締役CFOとして、豊富な経験及び実績を有しております。その高い知見に基づき管理部門を中心に当社全体において職責を果たしており、取締役会の機能強化に適切な人材であることから、選任をしております。	
4	よしだ しげる 吉田 茂 (1971年11月23日) 所有する当社の 株式の数 0株	1999年10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
		2003年7月	公認会計士登録
		2006年5月	株式会社ワイズテーブルコーポレーション入社
		2009年5月	同社取締役（現任）
		2013年3月	吉田茂公認会計士・税理士事務所代表（現任）
		2014年6月	公益財団法人メトロ文化財団監事（現任）
		2016年3月	当社取締役（現任）
		2018年4月	誠栄監査法人代表社員（現任）
		■取締役候補者とした理由 公認会計士・税理士として会社財務・税務に精通しており、かかる経験・見識を活かして社外取締役としての職務を果たしており、取締役会の機能強化に適切な人材であることから、選任をしております。	

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 吉田茂は社外取締役候補者であります。

3. 吉田茂は、株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として届出をしております。

4. 吉田茂は、当社との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める最低責任限度額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役竹田茂は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

なお、本総会において補欠として選任された監査役の任期は当社定款の規定により、退任監査役の任期満了の時までとなります。

監査役候補者の氏名・略歴などは次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	
さくらい ひでや 櫻井 英哉 (1969年12月17日) 所有する当社の 株式の株 0株	1993年4月	オリンパス株式会社入社
	1995年10月	アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社（現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命株式会社）入社
	1998年10月	日本生命相互会社入社
	2000年1月	オリックス・キャピタル株式会社入社
	2005年4月	クルーズ株式会社入社
	2006年7月	同社取締役
	2012年7月	株式会社山本製作所入社
	2015年4月	The CFO Consulting株式会社取締役（現任）
	2018年10月	AZAPA株式会社取締役（現任）
	■監査役候補者とした理由 金融分野での高い見識と企業経営の豊富な経験を有しております。かかる経験・見識を活かして社外監査役として職務を果たせるものと判断し、選任しております。	

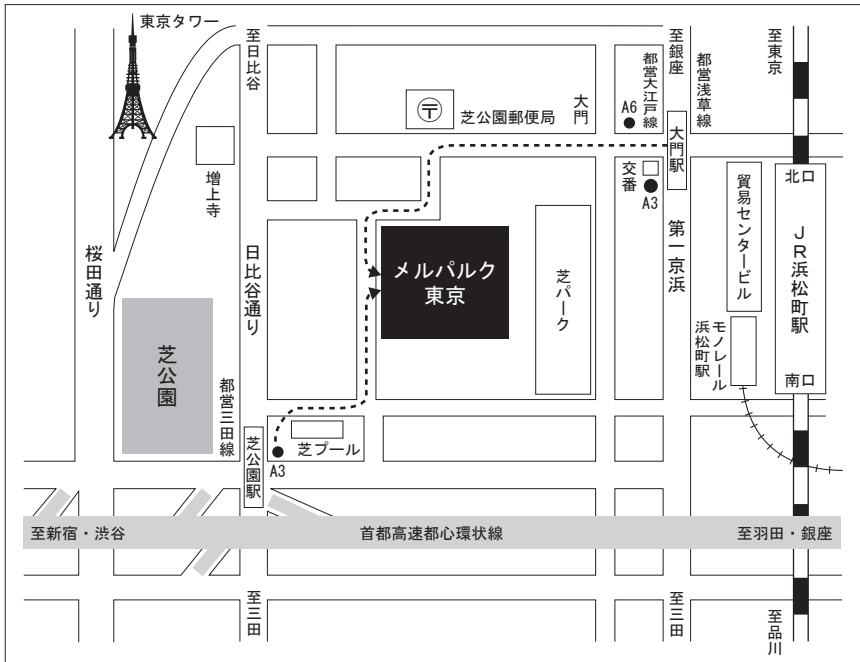
- (注) 1. 櫻井英哉は、新任の候補者であります。
 2. 櫻井英哉と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 櫻井英哉は社外監査役候補者であります。
 4. 当社は、櫻井英哉が監査役に選任され就任した場合には、株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として届出を行います。
 5. 櫻井英哉が監査役に選任され就任した場合には、当社との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める最低責任限度額を限度として負担するものとする契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場のご案内

会場 ホテルメルパルク東京 4階 孔雀の間
住所 東京都港区芝公園二丁目5番20号

<ご案内図>



<アクセス>

都営地下鉄三田線芝公園駅下車A3番出口徒歩約2分
都営地下鉄大江戸線大門駅下車A3・A6番出口徒歩約4分
都営地下鉄浅草線大門駅下車A3・A6出口徒歩約4分